



厚生労働省神奈川労働局発表

平成26年12月19日

担  
当

厚生労働省神奈川労働局  
労働基準部賃金課

賃金課長 澁谷 健一

主任賃金指導官 高松 正昭

電 話 045 (211) 7354

F A X 045 (211) 7360

神奈川県塗料製造業最低賃金が884円から10円、引上げへ  
－ 神奈川地方最低賃金審議会が改正決定について答申－

神奈川地方最低賃金審議会（会長 柴田悟一 横浜商科大学学長）は、県下の塗料製造業特定最低賃金の改正について、平成26年11月28日、神奈川労働局長から諮問を受け、調査審議を行い、本日（同年12月19日）、下表のとおり改正することを適当とする旨を答申しました。

当該特定最低賃金は、県内産業の基幹的労働者に適用されるもので、すべての労働者に適用される神奈川県最低賃金（時間額887円）より高額となっています。

業 種	改正後時間額	引上額	改正前時間額	引上率	発効日予定
塗料製造業	894円	10円	884円	1.13%	平成27年3月1日

1 改正の答申がされた神奈川県塗料製造業最低賃金の概要

【塗料製造業最低賃金】

- (1) 正式名称 神奈川県塗料製造業最低賃金
- (2) 適用労働者数 約1,300人
- (3) 適用産業（日本標準産業分類 平成26年4月適用）

E1644

- (4) 適用除外対象者

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満であって、技能習得中のもの
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ ラベルはりの業務
  - ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務

## 2 他の特定最低賃金

- (1) 神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正については、審議中です。
- (2) 神奈川県塗料製造業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業以外の
  - ・ 神奈川県鉄鋼業
  - ・ 神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業
  - ・ 神奈川県輸送用機械器具製造業
  - ・ 神奈川県非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業
  - ・ 神奈川県自動車小売業

の各特定最低賃金の改正については、今年度は見送られ、神奈川県最低賃金が適用されています。